

箕輪町再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン（平成26年箕輪町告示第95号）の全部を次のように改正する。

令和2年7月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

1 目的

本ガイドラインは、箕輪町内における再生可能エネルギー利用施設の新設、増設及び改修（以下「建設等」という。）により、環境、景観若しくは住民の生活に影響を与える恐れのある建設等を行う事業者が、町、関係区、住民及び地権者に対して調整すべき事項を明らかにすることで、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設等を円滑に進めることを目的とする。

2 対象施設

本ガイドラインは、次に掲げる発電施設を発電容量に関わらず対象とする。ただし、住宅、工場、倉庫等の屋根に設置する10キロワット未満の発電施設については除く。

- ア 太陽光発電施設
- イ 小水力発電施設
- ウ 風力発電施設

3 対象地域

本ガイドラインは、町内全域を対象とする。

4 計画の配慮

設置者が、設置事業を計画する際に配慮すべき事項は、経済産業省が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び環境省が策定した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」によるもののほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害防止の観点から、雨水等による土砂流出等の災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。特に箕輪町防災ハザードマップで示されている、土砂災害特別警戒区域、地すべり危険箇所及び急傾斜地への設置は避けること。
- (2) 農用地区域（農業振興地域）内への設置については、周辺農地の効率的な利用、農業用排水施設機能等に支障を及ぼす恐れがないよう特に配慮すること。
- (3) 降雨時に濁水等が施設周辺や河川下流域へ流出しないよう適切な対策を講ずること。
- (4) 危険防止の観点から、設置者以外の者が構内に容易に立ち入ることがないように適切な対策を講ずること。
- (5) 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し、必要最小限にとどめるこ

と。

- (6) 周辺の景観を保護するため、長野県景観条例「太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項」及び箕輪町景観条例「景観形成基準チェックシート」に沿って適切な対策を講ずること。
- (7) 文化財、史跡等歴史的な景観を保護するため適切な対策を講ずること。
- (8) あらゆる災害を想定し、災害発生時の緊急連絡体制及び災害対応・災害復旧マニュアルを整備すること。
- (9) 施設設置後も長期間にわたり施設が適切に維持管理されるとともに、事業を終了する際には、適切に撤去・処分がされるよう計画を策定すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、騒音、振動、光害、日照等人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす恐れがある事項について、適切な対策を講ずること。

5 事業者の調整、届出及び対応

(1) 町に対する調整及び届出

ア 事業者は、建設等の計画概要が明らかとなった時点で、再生可能エネルギーの利用施設の建設等に係る計画書（様式1）を町に届け出るものとする。

計画書の作成に当たっては、建設等に係る法規制について事前に町の関係課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

また、計画書には下記の関係書類を添付するものとする。

- ・建設等事業の概要（目的、内容、スケジュール、敷地・施設の管理及び事業終了後の撤去・処分の計画等）
- ・災害対応・災害復旧マニュアル
- ・建設等予定地の位置図
- ・再生可能エネルギーの利用施設の配置図、平面図、断面図
- ・会社概要
- ・説明会等資料、近隣住民の同意書の写し
- ・地元区長、隣接地地権者の同意書の写し
- ・計画申請者と計画申請地の関係が確認できる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

イ 事業者は、住民、隣接地地権者及び関係区（以下「住民等」という。）に対して説明会等を開催し理解を得るものとする。また事業者は、説明会等の議事録を調整し、前記アの計画書とともに、町に写しを提出するものとする。

ウ 事業者は、建設等に着手するときは、再生可能エネルギーの利用施設の建設等着手届（様式2）を、建設等が完了したときは、再生可能エネルギーの利用施設の建設等完了届（様式3）を、事業を変更又は中止するときは、再生可能エネルギーの利用施設の建設等変更（中止）届（様式4）を、事業を廃止するときは、再生可能エネルギーの利用施設の建設等廃止届（様式5）を、町に提出するものとする。

エ 町は、再生可能エネルギーの利用施設の建設等に係る計画書の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、受理書を交付するものとする。

オ 受理書の交付後において、変更届の提出がなく計画内容と異なる事業を実施したとき、又は計画書に虚偽の記載が認められたときは、受理を取り消すものとする。

(2) 住民等に対する調整

ア 事業者は、住民等に対して開催した説明会等で住民等から出された質疑、意見には、適切に対応するものとする。

イ 事業者は、建設等に係る進捗状況について、住民等に報告するよう努めるものとする。

(3) 事業者は、建設等により周辺環境への影響が認められた場合は、すみやかに改善のための措置を講ずるものとする。

6 町の施策への協力

事業者は、町が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域振興に努めるものとする。